

平成26年5月30日
四国地方整備局四国地方整備局建設業法令遵守推進本部における
平成25年度活動状況及び平成26年度活動方針

建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年4月に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、建設業者の法令違反への対応を強化しています。

この度、平成25年度活動状況をとりまとめると共に、平成26年度活動方針を決定しましたので、お知らせします。

1. 平成25年度活動状況

(1) 建設業者に対する立入検査等の実施状況

立入検査、報告聴取等を行った業者数 47社 (前年度 77社)
うち立入検査を行った知事許可業者数 9社

(2) 監督処分・勧告の実施概要

・ 監督処分 なし
・ 勧 告 17社 (前年度 22社)

内容 契約書面不作成(変更契約含む) 16件
契約書への法定事項記載漏れ 6件
法定期限を超過した支払い 3件 等

(3) 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

駆け込みホットライン等に寄せられた電話等の件数 59件 (前年度 85件)
(法令違反等通報、その他相談・質問の件数を含む)
うち法令違反通報の件数 6件 (前年度 30件)

(4) 建設業者に対する講習会等の実施状況

当局主催のほか、各県との連携、各団体等の要請により実施した法令遵守講習会 開催25回、参加者約3300人
(前年度 28回 約4000人)

2. 平成26年度活動方針

四国4県との連携を図りながら、建設業の取引適正化に向けた指導・周知啓発を行うと共に、立入検査等による指導監督を実施します。

また昨年度から引き続き、建設業における社会保険未加入対策の推進にも取り組んでいます。

【詳細別紙のとおり】

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課 課長 堀井 英則
課長補佐 杉浦 敏樹
(087)851-8061 (内線 6121・6142)

平成26年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

1. 建設業法違反に係る調査・指導等の実施

①建設業法令遵守の周知啓発

講習会、ホームページでの広報等を通じて、建設業法令遵守に係る以下の事項について周知啓発に努める。

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン
- ・ 下請負人に対する特定建設業者の指導
- ・ 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
- ・ 建設工事標準下請契約約款
- ・ 「駆け込みホットライン」及び「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」

②立入検査等

下請取引等実態調査の結果や駆け込みホットライン等への通報等に基づき対象業者を選定し、立入検査等を実施する。

特に公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査を強化する。

なお、書面による請負契約の締結徹底等、元請下請間の取引の適正化に関する項目のほか、次の事項を重点取り組み項目とする。

- ・ 社会保険の加入状況
- ・ 消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導
- ・ 標準見積書の活用状況の確認
- ・ ダンピング受注に係る下請け業者へのしわ寄せ
- ・ 請負契約書の不作成・不備
- ・ 合理的な理由のない請負代金の減額、未払い
- ・ 施工体制台帳の不作成・不備
- ・ 監理技術者、主任技術者の不設置、不専任
- ・ 一括下請負
- ・ 名ばかり営業所
- ・ 虚偽の経営事項審査申請

③関係機関との連携

「建設業取引適正化推進月間」等に係る取組を効果的に実施するため、関係機関(四国4県・関係省庁等)との連携を一層推進する。

- ・ 各種会議等を通じた法令遵守に関する認識共有
- ・ 建設業取引適正化推進月間における各県との合同立入検査(大臣許可業者及び知事許可業者)及び法令遵守講習会の実施

2. 社会保険未加入対策の推進

社会保険担当部局等の関係機関と連携し、建設業における社会保険未加入対策の推進に積極的に取り組む。

- ・ 国土交通省直轄工事において、発注部局や関係機関との連携を図りながら、社会保険未加入業者への加入指導等を実施
- ・ 講習会、ホームページ等を通じて建設業者及び業界団体への周知啓発
- ・ 四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会の運営
- ・ 建設業許可、経営事項審査における未加入企業の確認及び指導
- ・ 立入検査時において、社会保険未加入状況の確認

3. 消費税率の引き上げへの対応について

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたことを受け、消費税転嫁拒否事案の増加が懸念されることから、適切な調査・指導等を行う。